

京都市子ども・子育て会議 第1回幼保推進部会
会議録

日 時	平成28年9月13日(火) 17:30~19:30
場 所	右京区役所 5階 大会議室2
出席者	天野珠路委員, 安藤和彦委員, 井上直樹委員, 柿沼平太郎委員, 清水智委員, 白井徹子委員, 杉田のり子委員, 藤本明弘委員, 升光泰雄委員, 松崎美幸委員, 矢島里美委員, 吉田正幸委員
欠席者	稲葉英理子委員, 丸橋泰子委員
次 第	議題 国から示された「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策」への対応について(意見聴取)

○小林民営施設担当課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、京都市子ども・子育て会議第1回幼保推進部会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、保育課民営施設担当課長の小林と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、保育課長の上田から御挨拶申し上げます。

○上田保育課長

皆様、こんにちは。保育課長の上田と申します。委員の皆様方には大変お忙しいところ、また、遠方からも御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

当部会につきましては、京都市子ども・子育て会議条例第8条に基づき設置する部会でございます。7月22日の子ども・子育て会議で申し上げましたとおり、国から示されました「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」のうち、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等における保育士の配置要件に関する事項につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと存じます。

本市におきましては、これまでから国基準より手厚い保育士配置を確保し、また、民間保育園職員の処遇改善を図るなど、保育受入枠の拡大、いわゆる量の拡大だけではなく、本市独自に保育の質の向上のための取組を進めてきたところでございます。このことからもお分かりいただけるかと思いますが、本市といたしましては、保育士による保育が大原則であり、今後も大事にしていきたいと考えております。一方で、保育を必要とする児童について、きちんと保育利用に繋げていくことも本市の重要な責務であると考えております。また、東京ほどではないとはいえ、本市においても、年々保育士確保が難しくなっているという状況もございます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で子どもとその保護者に関わっておられます。様々な角度からは非きたんのない御意見を頂戴したいと思っております。部会での議論は今回を含めて2回を予定しております。当部会でいただきました御意見などを踏まえまして、本市としての対応を今後定めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○小林民営施設担当課長

本日は第1回目の部会ということでございますけれども、14名の部会委員の皆様及び部会長につきましては、京都市子ども・子育て会議条例及びその同条例施行規則の規程に基づき、京都市子ども・子育て会議の西岡会長から御指名をいただいております。

それでは部会委員の皆様のお紹介をさせていただきます。まず最初に部会長の安藤委員でございます。

- 安藤委員
安藤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小林民営施設担当課長
順次御紹介させていただきます。天野委員でございます。
- 天野委員
天野です。よろしくお願いいたします。
- 小林民営施設担当課長
井上委員でございます。
- 井上委員
井上でございます。よろしくお願いいたします。
- 小林民営施設担当課長
柿沼委員でございます。
- 柿沼委員
柿沼です。よろしくお願いいたします。
- 小林民営施設担当課長
清水委員でございます。
- 清水委員
清水です。よろしくお願いします。
- 小林民営施設担当課長
白井委員でございます。
- 白井委員
白井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小林民営施設担当課長
杉田委員でございます。
- 杉田委員
杉田委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小林民営施設担当課長
藤本委員でございます。
- 藤本委員
藤本です。よろしくお願いいたします。
- 小林民営施設担当課長
升光委員でございます。
- 升光委員
よろしくお願いします。
- 小林民営施設担当課長
矢島委員でございます。

○矢島委員

矢島でございます。よろしくお願いいたします。

○小林民営施設担当課長

吉田委員でございます。

○吉田委員

吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○小林民営施設担当課長

稲葉委員、丸橋委員につきましては、所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。また、松崎委員につきましては、所用のため少し遅れられるとの連絡をいただいております。

京都市子ども・子育て会議条例施行規則第2条第3項におきまして、部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、現時点におきまして委員14名中11名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、事務局を紹介いたします。先ほど御挨拶申し上げました保健福祉局子育て支援部保育課長の上田でございます。

○上田保育課長

よろしくお願いいたします。

○小林民営施設担当課長

同じく、施設整備・待機児童対策担当課長の長谷川でございます。

○長谷川施設整備・待機児童対策担当課長

長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小林民営施設担当課長

同じく、保育課担当課長の荒木でございます。

○荒木担当課長

荒木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○小林民営施設担当課長

教育委員会事務局指導部学校指導課担当課長の辻でございます。

○辻担当課長

辻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小林民営施設担当課長

改めまして、私は保育課民営施設担当課長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、資料の御確認をお願いいたします。委員の皆様のお席には、完成版が事前に送付できませんでした別冊のアンケート調査を御準備しております。

それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。ここからの議事進行につき

ましては、安藤部会長にお願いしたいと存じます。安藤部会長、どうぞよろしくお願いたします。

○安藤部会長

それでは、以後、私の方で進行させていただきたいと思います。

本日は、国から示されております「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」への対応について御意見をいただきたいと考えております。会議の予定としましては19時30分頃までを目途として進めてまいりたいと思います。限られた時間の中でできる限り多くの御意見をいただくため、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

■国から示された「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」への対応について

事務局（上田保育課長、木村担当係長）から、資料1-1～資料1-5及び別冊資料を用いて、国から示された「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」への対応に関して説明。

○安藤部会長

ありがとうございます。それでは、皆さん方の御意見、御質問をお願いしたいと思いますが、本日は次第にもありますとおり、保育所等への臨時的な受入れ強化の推進及び保育所等における保育士配置の弾力化について集中的に議論をお願いしたいと思います。

今説明いただきました資料1-5を見ていただいて、2の個別の検討項目で、まず、(1)の保育所等への臨時的な受入れの強化の推進について、委員の皆さんの御意見、御質問を頂戴したいと思います。

○矢島委員

京都市日本保育協会の矢島でございます。(1)について、緩和すべきでないという立場で意見を述べさせていただきたいと思います。乳幼児期こそ、愛着関係であるとか自己肯定感を育てていく、本当に人として一番大事な時期であると思っております。人が人として育てていくために最も大事な時期であるからこそ、家庭から離れて長時間過ごす子どもたちが一対一の温かい、先生との関係の中で育つことの意味を私たち保育関係者は忘れてはいけないというふうに思っています。京都市はいち早く子育て条例を作っていただきまして、大変良い条件の中で保育をさせていただいております。また、プール制もありましたし、他都市に比べてプール制の中で大変たくさん守られてきたことがあると思っております。今まで先人たちが築いてくださったこと、京都市から構築してくださったことをこのまま維持しながら、私たち保育関係者は今まで以上に子どもたちとの良い関係の中で保育できることを願っています。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。矢島先生からもお話がございましたとおり、京都の場合、非常に良い配置基準にさせていただいております。特に私はプール制の委員長をしております、プール制に関わってきましたが、当初プール制におきまして京都市の配

置基準を運用してきましたが、それが条例化されたことで、今はよりしっかりとした基準となっています。また、今現行を見ます限り、国の方が京都市の基準に合うように、より良い方向に向いている中において、基準を緩和するというはそれに逆行する形になりますし、今矢島先生もおっしゃったように、やはりより良い配置基準の中で子どもたちの保育が保障される、しっかりできるのが非常に大切だと思います。さらに、上田課長からお話がありましたように、1歳6箇月までの子どもにつきましては、今年度から4：1のより手厚い配置基準にいただいている中において、やはり緩和すべきでないというのが私の意見でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○杉田委員

私は現場の保育士です。今、両先生がおっしゃられたように上手にお話しできないと思いますけれども、現場の立場として発言させていただけたらと思っています。新制度が昨年4月に施行されて以来、地域の差もあるとは思いますが、私の園では朝早くから夜遅くまでとても人数が増えました。その中でいろんな思いを引きずって登園される保護者、子どもを温かく迎え入れるためには、こちらにも子育てと同じように余裕がないといけない状況の中で、毎日一生懸命保育しています。京都市は、他府県に出ると配置基準などについて良いねと言われることがたくさんあって、そういうことを実感して今までできたのに、そこをなぜあえて今まで先進的にしていただいていたことが後退するのかその理由がよく分らないですし、いろんな保護者の方を受け入れる、いろんな子どもたちを受け入れる、愛着関係、自己肯定感を培いながら、大事に大事に育てて小学校に送り出すということをするために、是非緩和すべきでないとも思います。保育士もそれだけ子どもが減らないようになっているので、本当に現場から離れる時間というのは本当に少なくなりまして、月案を立てたり、指導案を立てたり、色々話し合いをしたり、その他追われている仕事がありながら、保護者の方とゆっくり丁寧にお話をさせていただいて、子育て楽しいなと思っただけのように日々努力しているのですけれども、そのところをできないようになるような。むしろ京都市にいただいているようなことが国に広がればと、現場としては。子どもの育ちに目が向けられていないと感じるので、緩和すべきでないとも思います。よろしく願いいたします。

○安藤部会長

今3人の方の御意見が出たのですが、全ての委員さんが緩和すべきでないという声だったのですが、それ以外にございますでしょうか。

○吉田委員

せっかくですから、理屈で申し上げておきますと、そもそもベースが厚生労働省令の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」ということで、今現在は、地方の条例に委任をされて、京都市も条例で国基準より充実した基準を作っているということですが、いずれにしてもこの最低基準というのは法令にも書いてありますが、この基準は常に向上させるように努めなければいけない、かつ、この基準より既に高い基準の施設が最低基準を理由

に自分の施設の基準を下げてはいけないというのが大原則です。国は、そもそもそういう主旨の法令を作っておいて、真っ向反対のことをやっていること自体かなりおかしいと実は思っています。その法令の主旨から考えても当然今色々出てきた御意見のようなことも理屈上も担保しなければいけない。それから現実問題としては、先程の資料1-3で、5:1を6:1にしたら4人増やせるという部分なのですが、理屈はそうなのですが実際は4人増やせば4人分の居室面積を増やさなければいけないので、現実的にはハード面がネックになってそんな理屈どおりにそもそも増えることはないだろうということと、1人の保育士さんが見る子どもの数が当然増えることによって負荷が増えて、もっと本質的な人材確保の方にしわ寄せがいくということを考えると、これをやるからといって劇的に待機児童解消に繋がるとは思っていません。そもそも一応公式の待機児童が京都はないということですから、そこまでしてやる必要はないと、理屈上からも明らかではないかということも補足しておきたいと思えます。

○天野委員

私も同意見でございますが、面積基準がより良くならなければ、例え保育士が1人増えて、そして子どもも増えても、同じ面積だと、それがぎりぎりセーフだったとしても、難しいことになると思えます。また、保育士さんをしっかり確保し、手厚い保育をすることはもちろん大事ですが、保育士の業務はたくさんある中で、保育士全員が平等に同じことをする以外にも、業務の役割分担ですとか、もう少し言えば、保育士は単一資格ですが、主任と保育士の間に、指導力をきちんと積み重ねるような階層をつけるとか、保育士をしっかりと確保することはもちろんですけども、その中で保育士の専門性のステップアップに繋がるようなことも一緒に考えなければならぬように思っています。

○升光委員

資料1-5の検討の視点で、児童及び保護者にとってどうかという事務局からの検討の方向性が示されていますが、子どもの環境を国基準に緩和じゃなくて低下させることを望む人は誰もいないと思います。ですから、京都はできるだけ子どもにとって良き環境を、ということももっともだと思います。それを前提としながら、私がしゃくに障るのは、資料1-1の冒頭で25年から29年に向けて40万人分の受け皿が、どうもそれでは足りないということで50万人分になったということで、臨時的な受入れの強化の推進ということですけども、その40万から50万になったニーズの増加が、どういうことで増えていったのか、そのところを国が考察したうえでやっていることなのか、そもそもこの新制度の中に待機児を生み出す課題が内包されているのではないかと思うのですよね。そのところが国で検討されているのか、もう一つは、京都市の方で、こういう国から緩和を検討するようにとやってきたときに、制度を検討し、改善していったり、変化させていったりする中で、それと同時に変化していくニーズの背景や本質を考察されているのかだけちょっと教えていただきたい。もしやっているなら、どんな状況だと今考察されているのか知りたいなど。本質が確認し合えないまま、10万増えた、受け皿作らなければいけな

い、待機児問題だというより、そこへアプローチする何かを確認してからこの対策を検討していききたいなと思っています。

○上田保育課長

升光委員からの御指摘、本当に的を射た御指摘だなというふうに思っております。資料1-1の方で国の保育利用申込者数が非常に増えているところなのですけれども、それと資料1-2で本市の状況、申込者数はないのですが利用児童数の棒グラフを見ていただければ、伸びてはいるのですけれども、国のような急激な伸びはございません。ここの違いは何かということなのですが、これも十分な分析ができていないわけではないのですけれども、新制度になって保育認定、保育を必要とする理由のところ、少し以前はあいまいであったところが、国の方である程度整理がされて、例えば求職中であっても保育利用が可能とか、育休中の取扱いでありますとか、そういったところが少し整理をされたかというふうに思います。ですので、これだけの伸びがあったということになるのかなと思うのですけれども、本市の場合は新制度が始まる前から新制度でいう保育利用の要件に近い形で保育の利用を認めてきておりましたので、そのあたりは国が言っているような全国的な急激な伸びというところは少し治まっているというか、大変な伸びという傾向とは違うのかなというふうに思っております。ただ長時間化の傾向も、全国的な傾向よりかは少しましであるというのを御説明もさせていただいたのですけれども、すごく大変なところに比べてましであるというだけなので、それが本当に子どもにとって良いことなのかどうかということなどもありますので、いろんなことについて、単に保育利用ができればそれでいいということではないと思っておりますので、保育の質ということも合わせて進めていくというのが京都市としては必要なことかなと考えております。お答えになっているかどうか分かりませんが、以上です。

○安藤部会長

他にございませんでしょうか。それでは皆さんの意見もこのアンケートの結果と同様で、緩和すべきでないという意見が全てでしたので、そのところを事務局では含みおきいただければと思います。

それから吉田委員さんが仰られた基準のことですけれども、元々は最低基準と言っていたのですね。その最低を取ったうえで、文章的に向上すべきと書いて、表の看板だけは最低を取ったため、どこか誤解を生んでいるところがあると思いますので、本来の主旨、国が決めているのはあくまで最低であるということを理解しておく必要があるというふうに思っております。

では、時間の関係もありますので、2つ目に入らせてもらいたいと思います。2つ目には保育所等における保育士配置の弾力化について、3つの項目がありますが、時間の関係もありますので、一括で御意見を頂戴できればと思います。

○吉田委員

若干これは私に責任があつて、これは厚労省の保育士等確保対策検討会で出した結論で

ございまして、私はその検討会の副座長だったもので、少し補足的にお話をしておきたいと思えます。

これに関して、色々なところで御質問が出るのですが、一つはこれは国の方は当分の間という表現を使っている、一般的に当分の間というとはほぼ永久になる場合が多いのですが、この検討会で私が厚労省の事務局の方に質問しまして、今回の場合、当分の間はそういうことではなくて、基本的には待機児童が今あるからなので、待機児童が解消されればそれを超えてまでこれをやるということは厚労省は考えていないという意味で、一般に捉えられている当分の間よりはもう少し狭く解釈して良いということがまず前提だと思えます。

それから①、②、③それぞれが違うのですが、いずれにしても国がどうしようと京都市の条例で決める話でございますから、①については特に、仮に条例でそこを多少緩和をしたとしても、うちの園はやらないというのは当然自由でございます、もう切羽詰ってこうせざるを得ないという本当に困った園がこれで対応できるかどうかということだと思います。特に現実問題で多いのはいわゆるお母さん保育士というのでしょうか、自らも子育てをして保育士をやっている方が、我が子の朝食を作ったり、送り迎えをしたりしなくては行けないので、朝夕と長時間のシフトに入れられないというのが一定数いると、そもそもそれ以外の保育士だけで職員のローテーションが組めないという問題等がありますので、そういう場合は確かにこういう緩和は意味があるだろうということでございます。かつ、これも解釈の問題ですが、朝夕、先ほど御説明があったように1時間に満たないような時間で、配置基準だけで言えば1人でいいけれども、当然子どもの安全安心、衛生面を考えて、きちんとしなければいけない。でも、それはある意味で保育課程とか指導計画という意味の保育の時間帯ではなく、一般的にはいわゆる自由遊びと言われる時間だと思いますので、30分なり、1時間なりの時間をその形でカバーすることによって、子育て中の保育士さんももうちょっと楽なシフトで勤務し続けられるという面があることは御承知をいただきたい。かつ、厚労省も悪いのですが、無資格者という言葉を使うのですが、誰でもいいとは言っていないので、子育て支援員研修を受けた人とか、保育ママとか家庭的保育で実践を経験している人とか、そういう条件が当然付きますし、その条件もおそらく京都市は京都市で国が言っていること以外の条件を付けようと思ったら付けられますので、そういう意味で少し①に関しては、私は柔軟に考えてもいいのではないかと。

②については、先ほどデータもありましたがほぼ該当するケースが存在しない、実態的にほばないだろうという気がしています。

③は、本筋から言うとこれは確かにアンケート調査が非常に良い結果が出ていて、多くの方がざっくり思われているような感じがいいのかな、というのが補足でございます。

○井上委員

保育園連盟の井上でございます。職員配置基準を見直すべきでないという中で、吉田委員さんからも出ておりましたように、この朝夕の問題でございます。確かに保育士確保という視点から捉えますと、子どもが少ないときにでも保育士を2人配置しますと、一番た

くさん子どもが来ているところに配置できないということがあつたのは、十分分かつているわけではございませうが、やはり私の考えとしましては大原則は絶対にやはり保育士であつて欲しい。朝夕、いわゆる長時間保育を受ける子どもをしっかりと受け入れてやつて、親御さんとも会話をしながら、子どもが少ない中でもしっかりと保育士さんがいはるといふことで安心して子どもを預けていけますし、また、夕方の遅い時間帯になりますと、やはり子どもが少なくなつてくる中において、保護者の方がお迎えに来るのを待っているといふ時間ではございませうので、大原則は絶対にやはり有資格者であつて欲しい。しかしながら、園によりましては、本当に朝夕、特に朝は子どもが本当に少ない中で、保育士を昼間に配置することを考えますと、小規模な保育園さんなどにおきましては、もしかしたら2人配置しておくといふのはどうしても難しかったり、職員確保ができないといふ理由がある場合に限つて、このあたりは緩和していいのではないのかと、アンケート結果から見ましても、そういうことが出ていますので。あくまで大原則は有資格者が入るといふことで、これは安全といふ面から言ひましても、これは現場の先生なら良く分かつておられると思ひますが、やはり1人の子どもが例えば排便で手がかつた。そのときに無資格の方が他の子を見なければいけないといふことになりますと、やはり安心してその1人の子どもに関わつていられないといふことになりますと、大原則は保育士2人で、子どもが非常に少数で、どうしても保育士が確保できない場合に限つて、1人は保育補助者といふ形を認める方向で緩和してもいいのではないのかといふことでございませう。あくまでも大原則は有資格者であるといふところをよろしくお願ひいたします。

○矢島委員

京都市日本保育協会の矢島でございませう。②について、意見を述べさせていただきたいと思ひます。私も井上先生が仰つたように、全て保育士による保育をするといふことが大前提としたうえで意見を述べさせていただきたいと思ひます。今の若い世代の方たちは幼免しか持っていないといふ方は非常に少ないのではないかなと思つておりますけれども、以前私どもの園に幼免しかない方が求人を見て応募されてきたケースがございませう。けれどもやはり保育士資格がないといふことで、残念ながらお断りしたケースがございませう。幼免を取っている人も、保育士資格を持っている人も、養成校でする勉強はほとんど一緒ですし、保育と教育の領域は重なつているところが大変たくさんあると思ひます。たとえ保育士資格がなくても保育についての知識もゼロとは言えないと思つておりますので、この幼稚園教諭の活用を肯定的に捉えていきたいと思つております。先ほどの御説明の中にも有効求人倍率も今大変高くなつてきておりますので、私ども保育現場も非常に大変な状況を抱えております。先ほども申し上げましたけれども、保育士による保育を大原則としたうえで、保育に必要な専門知識を修得するよな何か一定の研修を受講するであるとか、保育士資格を取れるように法人側も援助するであるとか、それから京都市にもその辺のところをできるだけ援助していただけるよなお願いしていくとか、そういうことを考えながらこの活用をさせていただけたら大変嬉しいなと思つております。

○白井委員

いつもお世話になっております。元京都市昼間里親連絡会の白井と申します。よろしくお願ひします。

先程来から議論されている内容なのですけれども、ちょっと私の場合は違うのですね。保育士のペーパーの資格だけではどうにもならないというところが現実ございます。保育、介護、看護、全て五感を統合させるところがないと実際に働くことができません。頭の中だけでできていても、なぜうちは幼免でもよいとしていたかと言いますと、保育士のペーパーの資格ではなくて、質の資格を問いたかったのです。たまたま長く、小規模に移行したときに幼免の人が1人いたのです。その人を辞めさせるわけにはいかなかった。なぜならば資格が云々ではなくて、とても能力があった。そして子育て経験もあった。長く家庭的保育の中で培ってきたものが多かったんですね。大きな保育所とは違ひまして、小さな保育室なのですけれども、やっぱりそこには衣・食・住が、常に生活空間がありまして、朝の7時過ぎぐらいからおいしいにおいが漂っていて、夕方になったら隣の子どもたちも遊びに来ると。そういったとても温かい中で育っていくんですね。現在は幼免の人が3人目の子が生まれたため遠くに行って辞めたのですけれども、今は全員保育士は保育士なのですが、新たな発見がありました。中に介護士がいたのです。介護士資格を持っていながら保育士の資格を取ったのですけれども、これがすばらしいのです。保育、介護、看護、これは異業種との連携も有り得るなと考えました。介護施設を見ておると、保育とちょっとかなり似たところがあるんですね。年いったら赤ちゃんに戻りますでしょ。特に乳児さんというのは本当に五感を働かせて、思いやりを持って、心配がないと難しいものがあるのですが、すぐに指導力を発揮できましたし、ベテランの保育士を遥かに上回るような実力を発揮しているんですね。だからこれは単なるペーパーの資格だけじゃなくて、また、ペーパーの資格がある人もいるのですが、これがやっぱり本当にペーパーだけなんです。そういう人もいるわけなんです。だから単なる資格だけじゃなくて、人間力、基礎力、そして資質、能力がやっぱり必要じゃないかというふうに考えております。そういう意味で別に資格の有無じゃなくて、人間力、基礎力、全ての能力、ノウハウといったものも加味して行きたいなと思っております。

○柿沼委員

全国認定こども園協会の柿沼と申します。2点だけ。今、京都市の色々保育行政の関係であったり、保育士の処遇であったりということは全国トップレベルで、うらやましい限りと思っているのですけれども、全国的に見るとかなり深刻な保育士不足があります。今回の概算要求を見ても、保育所の保育士確保の住宅借り上げであったり、幼稚園の方でもICT化だったり、一時預かりの増額だったりというところで、どの自治体もこれを利用して保育士確保に努めていくのかなと思います。この先、京都市であっても、他市町村がかなりそれに力を入れたときには処遇もだんだん合ってくるでしょうし、また、働きやすさといったところで保育士の流出が出てくるということも考えられるかなと思います。

また、もう一つ、社会の状態がかなりこの10年で変化したように、この先、5年先、またどのような変化があるかは分からないと思っているので、例えば扶養控除の廃止があれば女性の働き方が一変しますから、これも待機児童の増加が今よりも考えられるかもしれませんし、シャープのような企業が一気になくなっていくと、またそれによって保育を必要とする人が多くなってくるのかなと思います。そういった社会状況を考えて、施策ですから、5年後、10年後どうなっていくのか、未来志向の施策を作っていかななくてはならないのではないかなというふうに思っています。

そこで、先程、井上先生、矢島先生が仰ったように、原則は原則、やはり保育士資格を持っているというのが大原則でありながら、そのような社会状況を将来的に考えたうえで、この弾力化というものはどこかに時限を切っても持っていないと、急な変化に対応できなくなってしまうのではないかなと思います。今時点では待機児童があまりいないということですけども、今後の待機児童が見込まれていたり、また、保育士不足による待機児童といったことも考えたうえで必要な施策になっていくのかなと考えています。

また、これも拮抗している③のところなのですけれども、なるべく時限を切ったり、また先程来言われているように乳児保育とか児童福祉といったことも考えて、OJTやOff-JTなどの研修をしっかりとやったうえで、保育現場に送ることが担保されて、初めてこの弾力化ということが認められるというような制度になればいいかなと思います。

後もう一つが、実はちょっとずれるのですけれども、私自身も小規模保育事業をやっていて、今話の中でちょっと思ったのですけれども、今、概算要求の中でも保育所におけるサテライト的な小規模を推進したりというようなものも盛り込まれていて、小規模による待機児童解消を考えられていくと思うのですけれども、小規模に通う子どもであっても京都市の子どもであることは何も変わらないので、それが国基準の6:1でいることがはたしてどうなのかなということは、今回の議題ではないのですけれども、少し小規模運営者の立場からしても、ここも5:1、4:1になってくれたら非常に子どもの環境が良くなるのかなと思うので、これはあくまで意見として述べさせていただきます。

○天野委員

保育士は国家資格ですから、やはりそれといくら人格的に、人柄的に良い方であったとしても比べることはできないと思います。子育て経験ですとか人生経験と、保育士資格は別ですから、これは国家資格として成り立っているわけですから、資格、制度というものをしっかりと維持していかなければならないと思っております。そして、その中で、本当に原則を守り通したいというところは現場の皆さんと同じですが、やはり、やむなく本当に認めざるを得ない時間帯のところは本当に様々な研修ですとか事前の教育、また保育士が1人になるというところにおいては、保育士に対しても研修といいますか緊急事態への対応等を統一的に確認しておかなければならないと思います。

それから幼稚園教諭と保育士の両免を持っていることが今約8割というデータがございますけれども、幼稚園の先生の免許を持っている方が一定の研修で保育士になれるのは大

丈夫だと思うのですけれども、小学校の先生が研修等で取れるということがあってもいいのかと思いますが、やはり実際の給与体系を見ますと、小学校の先生をやっていた方が保育士の給与で勤める希望を持つのかということころは、違う動機がない限りちょっと難しいだろうなと思います。実際に小学校教諭や養護教諭が勤めるときの給与体系とかはどのようになるだろうと。保育士と同じになるのか、それとも下になるのか。例えば看護師さんなどを雇うときに保育士と同じ給与ではとても無理だということで、保育園に勤める看護師さんは保育士よりも高いというようなことも聞いておりますけれども、それと同じことがあったり、職種で給与体系が変わってくるのか、どういうふうになるのかなと思ったりしますが、そういったところで不公平感がないようにと思います。

それからやはり約100万以上いる保育士有資格者で、現在勤めているのは30数万人という、約70万近くの、有資格者で現在保育現場で保育者として勤めていない、潜在保育士がたくさんいるわけですね。その第一は給与が低いからということが、このアンケートにも出ています。ですから一方で、賃金を高くしていかなければならないことは当然だと思うのですけれども、資料1-1の2のところ、京都市の平均年収は高く、全産業よりは低いですが、全国に比べて非常に高い額で出ています。しかし、公私の差ですとか、全国的に見ても公立と私立の差もあるでしょうし、あるいは非正規、パートなどで時間給などがどのくらい保育士と資格がない者が違うのかどうかといったこともすごく気になるところです。学生などに保育現場でアルバイトする者もいるのですけれども、他の方が時給が高いからと、そういったことを言う者もおります。若い世代が非常に経済的に厳しくなっているとされる状況もありますので、一概にどうこう言えないですが、やはり給与体系や処遇の改善ということなくしては進まないというところが多いのではないかなと思います。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本でございます。概ね皆さんの意見に何の反対はないのですが、やっぱり色々アンケートから私なりに感じるのは、現場の保育園の先生方は非常に大変な中で保育をされている。もう本当にゆとりがない。賃金を置いておいても、とにかくゆとりがない。だから配置基準の緩和なんてことはまず考えられないし、だからこそ朝夕のしんどいときこそ弾力化してほしいとか、とにかく現場の大変さがひしひしと伝わってくる内容ですよね。それぐらい大変。そのことを前提として、やっぱりその中には保育園でも大規模な保育園もあれば小さな保育園、あるいは小規模保育事業があり、そう考えるとそれを一律で考えていくという難しさ、乱暴さも感じますね。幼稚園でも、やっぱり大きな幼稚園ほどスケールメリットがあつて人的な余裕はあります。だから、色々なハンデのある子どもたちも大きな幼稚園の方が受けやすかったり、園内研修なんかもやるゆとりがあります。そう考えると、もちろん資格ということは大前提なのだけれども、それだけに縛られるよりも現実を見たときに、選んでいられない、もうとにかく資格さえあれば、本当は前だったらまず採用することなんか考えられなかった人さえ、人材派遣の会社に高いお金を

払ってでも雇わないといけない。人材派遣の会社が横行していますよね。そんな現実も、結局選べないから向こうが売り手市場でどんどん言いなりですよ。よく考えると、そこら辺がもうとにかくこの制度は無理がきていて、僕はこの①から③それぞれあるけれど、そもそもこんなことを国が出してきていること自体がナンセンスでばかげた話ですよ。幼稚園の免許ならいい、小学校の免許ならいいと、そんなことを言うならなんだっていいんじゃないのと、もう正直に言えば良くて、なんかもう非常に中途半端に感じます。色々思いますが、とにかくやっぱりいろんな意味で、例えば資料1-5の1ページの検討の視点で書かれている、児童及び保護者にとってどうなのか、保育士以外の者が保育に従事することはどうなのか、保育士の負担軽減に繋がるかどうか、などといったことは、僕は別にこの規制を緩和するという話じゃなくて、この制度自体、こういう視点で考えろよということを、国に本当に京都市が身をもって、京都市ではこうやったんだと。この今の制度が生み出しているこの現場の現実自体が、子どもにとって、保護者にとって、保育現場にとってどうなのですかと。そのことを突き詰めて考えていかなかったら、この①から③を考えたところで、大元の解決には何も繋がらない。せめて京都市は今まで丁寧な保育料の設定をされて、8時間と11時間の利用率が全国よりも差が開いているということであれば、それが明らかに、18%と仰ったけれども、保育料が違うことで歯止めにはなっているという抑止効果も読めるのであれば、もう少しその差も広げて保育現場の負担を軽くするとか。やっぱりどう考えたって、8時間利用のひと11時間利用の人が1日割して数百円しか変わらないというのは、色々な理由はあるけれども、でもそこはいただくところはいただくみたいなことは僕はしっかりとやるべきだと、それは質の向上のために。そういうような視点とか、いつも言いますが、保育現場だけでとにかく吸収することがもう無理なんですよ。だから、そのお金をやっぱり企業なり、事業所にもっとつぎ込むというところで、まずそういう長時間保育を必要とする人を減らしていく。これをしていかなかったら、良い先生たちはどんどんくたびれていきますよ、間違いなく。京都の未来はないと思いますね。だからそういう意味でも、京都はそういうやり方で、待機児童を箱物で先生を増やすというだけでなく、そういう抜本的なところから取り掛かるというのが、今日のテーマとは違うかもしれないけれども、今日のテーマをここでちまちま議論しても何の解決にもならないと思いますね。だから是非そういう視点で京都方式を打ち立てることが保育現場も明るくするし、京都市民も明るくするし、そこら辺がものすごく僕は大事なところかなというふうに思います。このままではとてもじゃないけれど、現場の保育園では園内研修できないですよ。対外的には交代で行けるかもしれないけれども。やっぱり資格がある人を取ったって、いかに目の前の子どもたちと寄り添うようなカリキュラムを作りながら生活を作っていくかということをしなかったら絶対にダメですよ。それは現場の先生が一番悩んでいるところだと思うので、是非これは。本当に現場の声がこのアンケートに集約されていると思います。その集約されている33ページに、現に保育園の先生が、僕は本当だなと思うんだけど、「待機児童対策はその場しのぎではなく、抜本的

な対策が必要である」とか「乳児期の子どもを家庭で育てることを重視すべき」という意見もちゃんと書いておられるじゃないですか。そういう意見にしっかりと京都市が耳を傾けて、実際の施策にいかして行って欲しいなと切に思っております。

○升光委員

いい感じになって来ちゃったんですけどね、時間が来ちゃったので、一言。

私もこれは抜本的にという、そのところがやっぱり一番の問題で、今日は座長の安藤先生がこの議題に限って議論すると言ってたんですけども、本当に京都市で、子ども・子育て会議が、まだ新制度が始まる前の26年度ぐらいに、子どもとともに過ごす保育士の問題というのが話し合われたと思うのですよね。そのとき私もいいアイデアが浮かんだとかと言ってたんですけども、やっぱり本当に私も昨日の夜また読み返していて、今藤本先生が仰ったように、本当に現場の切実な、というのが伝わってきて、良き環境を子どもに提供して、その育ちの場を、と思ったときに、本当にそれを保障していかなくちゃいけないときに、足りないから、施設を作らなければいけないからと言って、じゃあどこから持ってこようかというのを越えたところで考えなくちゃいけないんだろうなど。先程、吉田委員から、京都市が条例で決めることですからと、いい話をお聞きしたので、じゃあせっかくだからすぐに決めないで、本当に抜本的に、というところに踏み込んでいけるような、そういう決め方をしていけないといけないんじゃないのかなと思います。1億総活躍社会の実現と言いますが、子育てしているのは1億総活躍の中に入っているはずですから、1億総子育て社会の良き社会の実現に向けて、やっぱり本当にその土俵を作っていかになくちゃいけないのかなという気がします。

また、幼稚園教諭で賄うと言ってますけれど、幼稚園の現場も先生の確保が大変なんです。幼稚園の現場では保育者という言い方をします。保育士も幼稚園教諭も子どもとともに生きる保育者ですから、やっぱりある意味、未来に向けて保育者というものがどういうふうにあるべきかという器作りとともにこの問題を考えていかなくてはいけないのではないかなという気がしています。是非大変な状況の中で、保育士の配置の弾力化が必要なことももちろん近々にあると思いますけれども、並行して本当に未来の子どもたちが育つ、そしてお母さん、お父さんたちが理解できる、そして現場の先生、保育士の人たちが喜びを持ってその現場を子どもとともに過ごしていけるロマンチックなものを作っていないといけないんじゃないかなという気もします。その具体的なアイデアをこの場所で何か出せないのかなという気がしますので、そういう子ども・子育て会議、たっぷり5時間ぐらい宿題を持ってきて話し合う場を作っていただければなど。そういうことをやれたらと思います。

○清水委員

サラリーマンでやっております清水と言いますが、正直ずっと先程の話から出ている緩和をすることによって何が起こるのだろうかというのを考えたときに、「じゃあ来年4月から君、仕事2割増しだから」と言われるような感じを勝手に想像しているんですね。

そうなる、私、一応ちょっとした管理職ですけれども、部下の子らが揃っていられるかというのに自信がないよなというような感じの数字で、保育は作業とかではないと思いませんけれども、仕事として責任とかその辺も全部2割増しになるということだと思つたので、そういうイージーな緩和というのは非常にやるべきではないなと。私、子どもを2人預けていますけれども、非常に貴重な時間を過ごさせてもらっていると思います。そこで正直こんな数字のことで、ガチャガチャとするのは非常に迷惑なことだと思つたりもするので、ずるい話、今のまま、最低限今のままでいってほしいなというのが正直なところがありますので、是非そこは御理解いただいてということもありますし、資料1-1の中で保育士として就業を希望しない理由というのが、仕事が2割増しということで、これらの割合が全部するっと上がってしまうというのがぼや々とあつて、暗澹たる気分になってしまうので、そういうふうには是非とも持っていかなないようにしていただければと思います。

○安藤部会長

ありがとうございます。予定の時間をだいぶ越えていますので、申し訳ないのですけれども、この意見票がありますので、これに書いていただいて事務局の方に届けていただければと思います。

ここの議論は、10年後に向かって今日何をすべきかという方向性と今日の足場と、両方を考えていかないと、単に10年後のことばかり言っていたら前に進みませんので、その両方を見ていくということも必要かというふうに思っております。

最後にあれですが、そういう保育補助者の話は、今の保育園では見えないんですね。どの方が保育士資格があつて、どの方がいないかというのははっきりしていない。着るものを変えたら別ですが、今の状態では分からない。幼稚園もそうですが、職員室にライセンスを貼っていない。そうするとライセンスのない人が入つても保護者には分からない。だから、先程お話がありましたように、原則は原則としながら法人に任せますよと。そうすると法人には説明責任が出てくるけれども、説明を問うようなデータが保護者にはないんですね。そういうところが、今ごそつと抜けているんじゃないかなと。だからやっぱり病院行ったらお医者さんの証明が貼つてあつたり色々しますよね。そういう意味では、ずっと以前から園長、施設長と利用者との信頼関係ですよということで済まされてきた問題、資格があるのかないのかやっぱり分からないというような問題も身近なこととして考えていかなければならないというふうに思っております。

時間を超過して、申し訳ありませんでした。それではこれで事務局の方にお返ししたいと思います。

○小林民営施設担当課長

安藤部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、本日はお忙しい中、長時間にわたつて御審議いただき、厚く御礼申し上げます。

以上で、第1回幼保推進部会を終了させていただきます。